

議案第 5 4 号

三宅町保健福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町保健福祉施設条例（平成 1 2 年 1 2 月三宅町条例第 7 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 8 日 提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町保健福祉施設条例の一部を改正する条例

三宅町保健福祉施設条例（平成 12 年 12 月三宅町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

2 各室の使用料

室名	午前 (9 時～12 時)	午後 (13 時～17 時)	夜間 (18 時～21 時)	全日 (9 時～21 時)
会議室	1,500 円	2,000 円	1,500 円	5,000 円
和室	1,500 円	2,000 円	1,500 円	5,000 円
研修室	2,000 円	3,000 円	2,000 円	7,000 円
栄養指導室	2,000 円	3,000 円	2,000 円	7,000 円

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

三宅町保健福祉施設条例（平成12年12月条例第7号）新旧対照表

改正後（案）					現行				
別表					別表				
2 各室の使用料					2 各室の使用料				
室名	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～21時)	全日 (9時～21時)	室名	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～21時)	全日 (9時～21時)
会議室	1,500 円	2,000 円	1,500 円	5,000 円	会議室	1,500 円	2,000 円	1,500 円	5,000 円
和室	1,500 円	2,000 円	1,500 円	5,000 円	和室	1,500 円	2,000 円	1,500 円	5,000 円
研修室	2,000 円	3,000 円	2,000 円	7,000 円	研修室	2,000 円	3,000 円	2,000 円	7,000 円
栄養指導室	2,000 円	3,000 円	2,000 円	7,000 円					